

低所得の方々の負担を緩和します

平成29年度経済対策 臨時福祉給付金のご案内

消費税率の引き上げによる低所得の住民の方々の負担を緩和するため、暫定的・臨時的に臨時福祉給付金支給事業を実施しています。

●支給対象者

- ①基準日の平成28年1月1日に、串間市の住民基本台帳に登録されている方
- ②平成28年度分の住民税が課税されていない方
※課税者に扶養されている方は、対象外となります。
※生活保護を受給している方などは対象外となります。

●給付額 一人につき15,000円(1回限り)

●申請期間 4月3日(月)から10月2日(月)

●申請方法

- ①持参の場合
▷市総合保健福祉センター内福祉事務所社会福祉係(3番窓口)
※市民病院の横になります
▷各支所
- ②郵送の場合
同封している返信用封筒で送付してください。

●申請書の作成

申請書とともに送付している記載例などを参考にしてください。
なお、ご不明の点、疑問点などは担当者までご相談ください。
※支給対象者の方には、申請書を送付済みです。

問 福祉事務所社会福祉係(臨時福祉給付金担当) ☎72-8730(直通)

調査へのご協力をお願いします

平成29年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要調査で、統計法に基づく報告義務がある基幹統計調査です。調査は、従業員4人以上のすべての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。5月下旬より調査員が各事業所を訪問いたします。調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。また、調査の内容は統計上の目的以外に使用することは絶対にありません。調査の趣旨と必要性をご理解いただき、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

問 総合政策課 情報統計係 ☎内線338

人権に関するご相談を受け付けています

6月1日は『人権擁護委員の日』です

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知を図るため、例年、市町村ごとに、「全国一斉特設人権相談所」の開設や、街角で啓発活動などを行っています。串間市からも、6名が人権擁護委員として法務大臣から委嘱を受け、人権相談業務、人権侵犯事件の解決および各種人権啓発活動などに取り組んでいます。この他にも法務局における常設相談所や市役所、各支所で開設する特設相談所で相談を受け付けています。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

問 総務課 総務係 ☎内線314・319

芝生養生に伴う使用制限

大東地区多目的運動公園の 使用制限について

大東地区多目的運動公園の一部区域を使用制限します。詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

●制限日程

5月8日(月)～7月28日(金)

●制限内容

芝生養生などに伴う使用制限

問 都市建設課 都市計画係 ☎内線412・413

プラスチックゴミの出し方を再確認

始まりました！プラスチックリサイクル

プラスチックは次のように出しましょう！

- ①中身を空にして、きれいに汚れを落としましょう。
- ②市販されている無色透明の袋で出しましょう。
- ③レジ袋などの小さな袋に入れたものを、さらに大きな袋に入れてまとめる「二重袋」は禁止です。
- ④毎週決められた曜日の朝8時半までに可燃ごみのステーションに出しましょう。

プラスチックリサイクルの袋は市販の無色透明の袋で、30～60リットルの大きさのもので出してください。なお、燃やせるごみ、燃やせないごみは今まで通り、市の指定袋に入れて出してください。

問 市民生活課 生活環境係 ☎内線252・254

硬いトゲにご用心

「メリケントキンソウ（外来植物）」 にご注意ください



メリケントキンソウは、公園や空き地、芝生などの明るい場所に生育し、5月から6月の時期に、トゲを持つ硬い果実（種子）を結実します。芝生に腰掛けて思わず手をついたり、子どもたちが裸足で芝生を駆け回ったりしたとき、硬いトゲが刺さって、思わぬけがをする恐れが指摘されています。

●見つけたときの注意点

開花前で数が少なければ、草かきなどを使って駆除してください。除草剤を使える場所では、除草剤でも駆除できますが、芝生を枯らさない選択性のある除草剤を使うようにしてください(園芸店などに相談してください)。

問 市民生活課 生活環境係 ☎内線252

該当する方はご相談ください

市税減免措置のお知らせ

次に該当する方は、市税が減免になる場合がありますのでご相談ください。なお、減免を受けるには、納期限7日前（軽自動車税は納期限）までに申請が必要となります。

●市民税

生活保護を受けている方、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方、学生および生徒

●固定資産税

生活保護を受けている方、公益のために使用する固定資産(有料で使用するものを除く)、その他特別の事由のある方

●軽自動車税

公益のために使用する軽自動車、生活保護を受けている方の原動機付自転車、身体や精神に障がい有し、歩行が困難な方が使用する軽自動車、その他構造が身体障がい者利用のためのものである軽自動車、療育手帳A判定、B1・B2判定の方で、特別支援学校の通学に使用されている軽自動車

災害減免・減額措置

被災の程度により納期未到来分の税の減免が受けられる場合があります。被災後30日以内に申請が必要となります。

また一定のバリアフリー改修をした既存住宅の固定資産税について、翌年度分課税額の3分の1(100㎡)を限度とする減額措置があります。対象は「65歳以上の方」「要介護・要支援認定者」「障がい者」が使用する住宅で、自己負担改修費50万円以上のものが対象となり、事業内容を示す書類、写真などを添付し申告していただくことになります。

また、昭和57年1月1日以前に建築された住宅で耐震基準に適合させる改修工事(50万円以上)を施工した場合、2分の1(120㎡分)の減額措置があります。適合基準の証明書などを添付し申告していただきます。

その他、省エネ改修に伴う減額措置、認定長期優良住宅に対する減額措置があります。検査機関などの認定書または証明書などを添付して申告していただきます。

問 税務課 ☎内線212・213

地域での一斉防除が最善策

ジャンボタニシの対策はJAはまゆうまで

ジャンボタニシの発生状況については、昨年に引き続き、今年も多くなる可能性があります。4月以降、ジャンボタニシの動きが活発となり、好物である稲の稚苗期と重なるため、被害が多発するおそれがあります。対策としては、地域での一斉防除が最善策となりますので、ジャンボタニシ対策でお悩みの方はJAはまゆうまでご相談ください。



問 JAはまゆう ☎72-0464

Info KUSHIMA
インフォくしま

串間市からの

お知らせ&募集

市役所の代表電話 ☎0987-72-1111

5月31日は納期限・口座振替日です

納期限と口座振替日のお知らせ

5月31日は、

①固定資産税(1期)

②軽自動車税(全期)

③国民健康保険税(1期)

④保育料(5月分)

の納期限および口座振替日です。忘れずに納めましょう。

口座振替をご利用の場合は残高の確認をお願いします。

問 ①～③税務課 ☎内線215・216
④福祉事務所こども政策係 ☎72-1123

みんなで自然を守りましょう

アカウミガメの保護について

世界的に希少な動物であり、環境保全の目安とされているアカウミガメと、その上陸産卵地でもある串間市の自然を守るためにも、市民の皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

●産卵時期 5月から9月頃

●注意事項

①海浜への車両(車・バイク・バギー)の乗り入れ

②ゴミの放棄

※海浜への車両の乗り入れやゴミなどの放棄を阻止することで、子ガメや卵の踏みつぶし、カメの移動の妨げになることを防げます。

平成28年度アカウミガメの産卵集計結果

海岸名	上陸頭数	産卵頭数	卵数
長浜	—	—	—
今町	16	8	—
千野(港)	—	—	—
大納・恋ヶ浦	23	13	1,589
石波	5	5	538
藤	12	12	—

問 生涯学習課 文化係 ☎内線378